

三芳町子ども医療費の支給に関する条例施行規則

平成19年3月13日

規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、三芳町子ども医療費の支給に関する条例（平成19年三芳町条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(社会保険各法)

第2条 条例第2条第4号に規定する規則で定める社会保険各法は、次の各号に掲げる法律とする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

(受給資格の登録)

第3条 条例第5条の規定により子ども医療費の支給を受けようとする保護者は、子ども医療費受給資格登録申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 受給対象となる子ども（以下「対象子ども」という。）の氏名が記載された医療保険各法に規定する被保険者証、組合員証又は加入者証の写し
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項各号に掲げる書類のうちその内容を公簿等で確認できるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

(受給資格証)

第4条 町長は、前条の規定により登録した者（以下「受給資格者」という。）に対し、子ども医療費受給資格証（様式第2号。以下「受給資格証」という。）を交付するものとする。

2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第14条の4第1項各号に掲げる医薬品（以下「新医薬品」という。）とその有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有する医薬品として、同

法第14条又は第19条の2の規定による製造販売の承認（以下「承認」という。）がなされたもの（ただし、同法第14条の4第1項第2号に掲げる医薬品並びに新医薬品等に係る承認を受けている者が当該承認に係る医薬品とその有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一であって、その形状、有効成分の含量又は有効成分以外の成分若しくはその含量が異なる医薬品に係る承認を受けている場合における当該医薬品を除く。（以下「後発医薬品」という。）の使用を促進するため、条例第3条に定める対象者の承認を得られた場合は、第3項に規定する受給者証の表面に、後発医薬品を希望する旨の文言を記載することができる。

3 受給資格証の有効期間の始期は、条例第5条の規定による申請をした日とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める日とする。

(1) 出生その他受給資格が発生した後15日以内(当該期間が経過するまでの間に災害その他やむを得ない理由が生じた場合には、災害その他やむを得ない理由がやんだ後15日以内)に条例第5条の申請をしたときは、対象こどもとなった日

(2) 他市区町村から転入後15日以内(当該期間が経過するまでの間に災害その他やむを得ない理由が生じた場合には、災害その他やむを得ない理由がやんだ後15日以内)に条例第5条の申請をしたときは、当該転入日

(3) 前2号に掲げるもののほか、災害その他やむを得ない理由により条例第5条の申請ができなかった場合において、災害その他やむを得ない理由がやんだ後15日以内に申請したときは、災害その他やむを得ない理由により当該申請をすることができなくなった日

4 受給資格証を破損し、又は亡失したときは、こども医療費受給資格証再交付申請書(様式第3号)を町長に提出し、再交付を受けなければならない。

(受給資格証の提示)

第5条 受給資格者は、対象こどもが医療を受けるときは、医療機関等に受給資格証を提示するものとする。

(却下通知)

第6条 条例第5条第1項の申請による認定を不相当としたときは、こども医療費受給資格登録申請却下通知(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(届出事項)

第7条 条例第5条第4項の規則で定める受給資格の喪失又は登録事項の変更は、受給資

格者が、自己又は対象こどもについて、次の各号に該当したときとする。この場合において、受給資格者は、こども医療費受給資格内容等変更（消滅）届（様式第5号）を速やかに町長に提出しなければならない。

- (1) 受給資格者が死亡又は対象こどもが死亡したとき。
- (2) 受給資格者又は対象こどもの氏名又は住所の変更があったとき。
- (3) 対象こどもに係る医療保険の種別、内容その他の変更があったとき。
- (4) 条例第3条に規定する対象こども又は受給資格者としての要件の消滅があったとき。

2 前項第4号の規定による届出により受給資格者又は対象こどもとしての要件が消滅したと認められた者又は町長が受給資格者又は対象こどもとしての要件に該当しなくなったと認めた者に対しては、こども医療費受給資格消滅通知書（様式第6号）により通知するものとする。ただし、受給資格者又は対象こどもが死亡した場合は、この限りでない。

3 対象こども又は受給資格者が、その資格を消滅したときは、速やかに受給資格証を町長に返還しなければならない。

（支給の申請）

第8条 条例第6条第1項に規定する支給の申請は、こども医療費支給申請書（様式第7号）によらなければならない。

2 条例第6条第2項に規定する保険医療機関等の請求は、こども医療費に関する診療報酬請求書（様式第8号）により行うものとする。ただし、当該支払額の審査及び当該支払の事務を社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）又は埼玉県国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）等に委託している場合はこの限りでない。

（支給の通知）

第9条 条例第7条第1項の規定による通知は、こども医療費支給決定兼振込通知書（様式第9号）による。

（支給の方法）

第10条 町長は、条例第6条及び条例第7条第2項の規定により支給額を支払う場合、速やかに前条の規定により決定した医療費を申請者に支給するものとする。この場合において、申請者の死亡その他の理由により当該申請者に支払ができないときは、町長が定める者に支払うことができる。

(現物給付)

第11条 町は、現物給付を行った医療機関等から、国民健康保険分及び国民健康保険組合分については連合会を経由して、被用者保険分については支払基金を経由して、一部負担金相当額の請求があった場合には、連合会又は支払基金を経由して、当該請求に係る一部負担金相当額を医療機関に支払うものとする。

2 前項の支払いは、連合会及び支払基金が医療機関に別途行う通知において指定する日に行うものとする。

3 現物給付限度額については、同月内かつ同一診療において、21,000円未満の医療費とし、21,000円以上の現物給付は行わない。

(支給金返還の通知)

第12条 町長は条例第8条の規定によりこども医療費支給金を返還させるときは、当該受給資格者に対しこども医療費支給金返還通知書(様式第10号)により通知するものとする。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年規則第23号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の三芳町こども医療費の支給に関する条例施行規則の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則(平成22年規則第39号)

この規則は、平成22年11月1日から施行する。

附 則(平成24年規則第6号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年規則第32号)

(施行期日等)

第1条 この規則は、公布の日から施行し、改正後の三芳町こども医療費の支給に関する条例施行規則の規定は、平成24年10月1日から適用する。

(経過措置)

第2条 この規則の施行の際に旧規則の規定に基づき作成されている用紙は、この規則にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

2 この規則の施行の際、条例第5条第1項の規定により受給資格の登録を受けていない保護者からの当該登録申請があった時は、受給資格の始期は、改正後の規則第4条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規則による改正後の規定は、平成24年10月1日以後の診療に係る医療費の申請から適用し、同日前の診療に係る医療費の申請については、なお従前の例による。

附 則（平成29年規則第21号）

（施行期日）

1 この規則は、平成30年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に改正前の三芳町こども医療費の支給に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の様式による申請及び届出は、この規則による改正後の三芳町こども医療費の支給に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）に規定する様式による申請及び届出とみなす。

3 この規則の施行の際、現に改正前の規則の規定により作成されている様式は、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができることとする。

附 則（令和元年規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年規則第7号）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和3年規則第8号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年規則第24号）

この規則は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。ただし、次の各号

に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

(1) 様式第1号から様式第7号までの改正規定(様式第2号に係る部分に限る。) 令和
4年 10月1日

(2) 第10条の次に1条を加える改正規定(第11条第3項に係る部分に限る。) 令和
4年10月診療分

附 則 (令和5年規則第19号)

この規則は、令和5年10月1日から施行する。